

富士市耐震改修促進計画（案）

平成 19 年 1 月

富士市 都市整備部 建築指導課

目 次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	策定の目的	1
(2)	今までの経緯	1
(3)	本計画の位置づけ	1
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	2
(1)	想定される東海地震の規模、想定される被害の状況	2
(2)	耐震化の現状と目標設定	2
(3)	市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	5
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	6
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(2)	診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(3)	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	6
(4)	地震時の総合的な安全対策	7
(5)	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	7
(6)	重点的に耐震化すべき区域の設定	7
4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	8
(1)	ハザードマップの作成・公表	8
(2)	相談体制の整備・情報の充実	8
(3)	パンフレットの作成とその活用	8
(4)	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	8
(5)	地域住民等との連携による啓発活動	8
5	特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方 法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施	9
6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	14
(1)	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	14
(2)	その他	14
	資料編	15

富士市耐震改修促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の目的

富士市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)第5条第7項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定をするものである。

(2) 今までの経緯

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものであった。その教訓を踏まえて、法が制定された。

その後、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、また、東海地震について発生の切迫性が指摘され、地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

このような中、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震改修等を推進するために、法が平成18年1月に改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになった。

(3) 本計画の位置づけ

平成18年1月の法の改正において、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めたことにより、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示された。本市においても、国、静岡県(以下「県」という。)と連携しつつ、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置づけることとした。

なお、本計画は、国の基本方針及び県の「静岡県耐震改修促進計画」()を勘案して策定している。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される東海地震の規模、想定される被害の状況

地震の規模はマグニチュード8程度とし、想定される被害は平成13年5月策定の第3次地震被害想定()とする。

本市内の人的被害は「予知なし」・「冬の朝5時」が一番大きく表1-1のとおりであり、死者は277人で、建物の倒壊による死者は245人で大半を占めている。建物被害のうち、地震動()と液化状()による被害は、大破()6,745棟、中破()14,174棟、一部損壊()14,623棟である。

表1-1 東海地震被害想定[第3次被害想定 富士市分 [予知なし・冬の朝5時]]

(単位：人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	277 《245》	建物被害	大破	6,745
	重傷者	1,076 《324》		中破	14,174
	中等傷者	4,955 《2,901》		一部損壊	14,623

《 》：うち建物の倒壊による人的被害数

(資料：富士市地域防災計画による)

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおり、居住世帯のある住宅約76千戸のうち、耐震性がある住宅は約55千戸で耐震化率は72.8%である。

東海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を10年後(平成27年度末)に90%とすることを目標とする。住宅の耐震化のための具体的な取組みは資料編(P21)のとおりである。

また、本市における「TOUKAI-0」関連支援事業()の実績は、表1-3のとおりである。

表1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位：戸)

区分	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅	住宅数 (+)	耐震性有住宅数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成17年度末) /	耐震化率の目標 (%) (平成27年度末)
		うち耐震性有				
木造	28,780	22,740	51,520	32,340	62.8	
		3,560				
非木造	18,340	6,250	24,590	23,090	93.9	
		4,750				
合計	47,120	28,990	76,110	55,430	72.8	90
		8,310				

(資料：平成15年住宅・土地統計調査による)

表 1-3 「TOUKAI - 0」関連支援事業（住宅）の実績 （単位：件）

事業名	H14	H15	H16	H17	合計
わが家の専門家診断事業() (木造住宅の耐震診断)	747	320	450	330	1,847
既存建築物耐震性向上事業(木造住宅の補強計画) ()	14	43	60	97	214
木造住宅耐震補強助成事業() (耐震改修)	12	35	40	71	158

イ 特定建築物

特定建築物()の実態調査結果によると、表 1-4 のとおり、法第 6 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の耐震化率は 74.7%である。

特定建築物の耐震化の現状は資料編（P16～P18）のとおりであり、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 331 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 165 棟で耐震診断実施率は 49.8%である。耐震診断の結果、耐震性無は 93 棟、うち耐震改修実施済みのものは 28 棟、未改修のものは 65 棟である。

東海地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を 10 年後（平成 27 年度末）に 90%（必要耐震化棟数：138 棟）とすることを目標とする。

このため、表 1-5 のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、
「不特定多数の者が利用する建築物」、
「特定多数の者が利用する建築物」に区分して、それぞれ用途ごとに耐震化の目標を設定し、公共建築物（必要耐震化棟数：60 棟）と災害時の拠点となる建築物については耐震化率 100%、民間建築物については耐震化率 85%（必要耐震化棟数：78 棟）とする。

表 1-4 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 （単位：棟） （平成 18 年 3 月末現在）

法	昭和 56 年 6 月以降の建築物	昭和 56 年 5 月以前の建築物	建築物数 (+)	耐震性有 建築物数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) /	耐震化率の目標 (%) (平成 27 年度末)
		うち耐震性有				
法第 6 条 第 1 号	569	331	900	672	74.7	90
		103				
法第 6 条 第 2 号	4	1	5	4	80.0	
		0				
法第 6 条 第 3 号	507	517	1,024	650	63.5	
		143				
合計	1,080	849	1,929	1,326	68.7	
		246				

表 1-5 特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位:棟、%)(平成 18 年 3 月末現在)

特定建築物		昭和 56 年 6 月以 降 の 建 築 物	昭和 56 年 5 月以前 の建築物	建 築 物 数 (+)	耐震性有 建築物数	耐震化率 (平成 17 年度末) (%) (/)	耐震化率 の目標 (平成 27 年度末) (%)	
法	用途							
法第 6 条第 1 号	災害時の 拠点とな る建築物	市役所、警察 署、消防署、幼 稚園、小・中学 校、高校、病院、 診療所、老人ホ ーム、老人福祉 センター、体育 館等	147	118	265	186	70.2	100
		公共建築物	86	91	177	120	67.8	100
		民間建築物	61	27	88	66	75.0	100
	不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食 店、ホテル・旅 館、映画館、遊 技場、美術館、 博物館、銀行等	56	57	113	60	53.1	72
		公共建築物	6	3	9	6	66.7	100
		民間建築物	50	54	104	54	51.9	70
	特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅(共同 住宅に限る)、 寄宿舎、下宿、 事務所、工場等	366	156	522	426	81.6	91
		公共建築物	39	51	90	90	100.0	100
		民間建築物	327	105	432	336	77.8	90
	計		569	331	900	672	74.7	90
		公共建築物	131	145	276	216	78.3	100
		民間建築物	438	186	624	456	73.1	85
同 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供 する建築物		4	1	5	4	80.0	
		公共建築物	0	0	0	0	-	
		民間建築物	4	1	5	4	80.0	
同 3 号	地震によって倒壊した場合 においてその敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の 者の円滑な避 難を困難とす る恐れのある 建築物		507 (226)	517 (156)	1,024 (382)	650 (254)	63.5 (66.5)	
		公共建築物	1 (1)	3 (3)	4 (4)	4 (4)	100.0 (100.0)	
		民間建築物	506 (225)	514 (153)	1,020 (378)	646 (250)	63.3 (66.1)	
合計		1,080	849	1,929	1,326	68.7		
	公共建築物	132	148	280	220	78.6		
	民間建築物	948	701	1,649	1,106	67.1		

国の耐震化率の算定方法に準じて推計

() は、平成 27 年度までに耐震化を図る地震時に通行を確保すべき道路(法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき指定する道路)に面する特定建築物数(内数)

(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本市では、平成 18 年 2 月、学校・庁舎等の市が所有する公共建築物（以下「市有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表し、また、耐震性が不足する市有建築物について計画的に耐震化を進めるため、耐震化の実施方法等を定めた耐震化事業計画を策定した。

平成 18 年 1 月現在、市有建築物の耐震化率は 70.8%（市が想定している東海地震に対する耐震化率）であり（表 1-6）東海地震に対して耐震性能がやや劣るランク、耐震性能が劣るランクの建築物及び非診断建築物の計 150 棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体）を図り、平成 27 年度までに耐震化率 100%とすることを目標とする。（表 1-7）

表 1-6 市有建築物の耐震性能

（平成 18 年 1 月末現在）

建築物の用途 ¹	新耐震基準	東海地震に対する耐震性能を表わすランク ²				非診断（解体等）	計
		la	lb				
a. 被災時の災害対策拠点となる建築物	116 棟	9 棟	24 棟	29 棟	37 棟	15 棟	230 棟
b. 多数の市民等が利用する建築物	59 棟	1 棟	3 棟	8 棟	10 棟	5 棟	86 棟
c. 市営住宅	38 棟	14 棟	42 棟	0 棟	0 棟	25 棟	119 棟
d. その他主要な建築物	51 棟	1 棟	6 棟	2 棟	17 棟	2 棟	79 棟
計	264 棟	25 棟	75 棟	39 棟	64 棟	47 棟	514 棟
構成割合	51.4%	4.9%	14.6%	7.6%	12.4%	9.1%	100%
東海地震に対する耐震化率 ³	70.8%						
(参考)建築基準法上の耐震化率 ⁴	78.4%						

1,2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは本市が独自に定めたものであり、耐震性能を表わすランク（～）及び建築物の用途（a.～d.）の内容について資料編参照（P19,20）

3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク

4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

表 1-7 市有建築物の耐震化の目標

分類	耐震化の目標年度	建築物
建物用途・耐震性能評価・建築年度等を考慮して選定 (1)被災時の災害対策拠点となる建築物 (2)多数の市民等が利用する建築物 (3)市営住宅	平成 22 年度 (平成 18 年度から 5 年を目途)	76 棟
建物用途・耐震性能評価・建築年度等を考慮 (1)多数の市民等が利用する建築物の附属施設 (2)市営住宅 (3)その他主要な建築物	平成 25 年度 (平成 23 年度から 3 年を目途)	59 棟
老朽化した市営住宅	平成 27 年度	15 棟
計		150 棟

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制()、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

ア 「TOUKAI 0」関連支援事業等

富士市補助制度の概要については資料編（P22）のとおりである。

イ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成18年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を創設した。

市内の昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点()1.0未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では建築士等を対象とした講習会を開催し、「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

また、「木造住宅耐震補強助成事業」の円滑な執行が図れるよう、建築関係団体が開催した講習会を受講し、安心して補強工事の相談ができる良心的な補強設計・工事を行うことを誓約した、県内の建築士、大工、工務店に勤務している者を「住宅直し隊」として登録し、市の窓口にその名簿が配架されており、住民の閲覧に供している。

イ 専門家・技術者向け、市民向け講習会の開催

平成18年度には相談士対象の「TOUKAI-0推進セミナー」を市役所で開催した。また、市民対象の「TOUKAI-0推進説明会」を公民館で開催し、予想される東海地震の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性などをわかりやすく説明した。

今後も、建築物防災週間()等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物の非構造部材等における事前対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震()や同年 8 月の宮城県沖地震()の被害の状況から、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、ブロック塀の安全対策の必要性が改めて指摘されている。このため、市では県と連携し被害の発生するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定()が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定を実施するとともに、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)及び平成 18 年度県が策定する(仮称)「被災建物の復旧マニュアル」に基づき、家屋の応急復旧を行うよう指導する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・ 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災場特に重要な既存建築物。
- ・ 法の特定建築物
- ・ 木造住宅

(6) 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・ 静岡県地震対策推進条例(以下「県条例」という。)第 15 条第 4 項の緊急輸送路()、避難路又は避難地等の沿道
- ・ 木造住宅が密集している地区

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップ()の作成・公表

本市では、富士市防災マップ(推定震度分布図、推定液状化危険度図、推定火災延焼危険度図、避難場所・防災関係機関等記載) を作成しており、住民への全戸配布等を実施し、防災情報の周知に努めている。

なお、県では東海地震又は神奈川県西部地震の被害想定結果やハザードマップ(加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図、地震動・液状化による建物被害率図等) を静岡県防災情報インターネットGISによって公開している。(<http://gis.pref.shizuoka.jp/bousai>)

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本市では、建築指導課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は(社)静岡県建築士会富士支部と連携をとって対応している。

また、インターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するために、建築指導課のホームページ(kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp) のなかで、補助制度等の情報を公開している。

(3) パンフレットの作成とその活用

本市では、全戸配布用の耐震改修の啓発のチラシのほか、一般の方向けに耐震補強の流れを説明した「耐震補強で補助金が受けられます」、耐震診断を実施した方向けの「耐震補強のすすめ」、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを配布しており、これらを活用し市民に説明をしている。

また、防災の日の会場型防災訓練、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図っている。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種の相談会等でリフォームにあわせて耐震改修の啓発を行っており、今後もこのような取り組みを継続的に行っていく。

(5) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、町内会単位ごとに351の自主防災組織があり、市と連携した活動を継続的に行っている。

また、町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、「市政いきいき講座」(出前講座) の開催などを行っている。

5 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

(1) 法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

法第6条に定める特定建築物に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言ができることとされ、本市では、県条例により、法以外の既存建築物を指導及び助言の対象としている。

また、特に、その倒壊を防止する必要性が高いものについては、指導及び助言と比べより具体的な対応を求める指示や公表ができることとしている。(県条例には公表の規定はない。)

法と県条例により指導及び助言、指示、公表の対象となる建築物は表4-1のとおりである。

表4-1 法及び県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等) (法第6条、法第7条第1項) (表4-2参照)		特定建築物 (階数3以上かつ2,000㎡以上等) (法第7条第2項) (表4-2参照)	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった特定建築物
県条例	既存建築物 (昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物) (県条例第15条第1項)	既存建築物から法第7条第1項の特定建築物を除く建築物 (県条例第15条第3項)	緊急輸送路、避難路又は富士市地域防災計画において設定されている避難地又は避難所に面する既存建築物から法第7条第2項の特定建築物を除く建築物(県条例第15条第4項)	-

平成18年4月現在

(2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

ア 指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し(啓発文書の送付を含む。)その実施に関し相談に応ずる方法で行う。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対して、パンフレット等を用いて行う集団的な説明会等の方法でも行う。

イ 指示の方法

「指示」は、指導及び助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

「指示」は、指導及び助言したものについてのみできるということだけでなく、指導及び助言を経なくてもできるものとする。

ウ 指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、「正当な理由」がなく、耐震診断又は耐震改修の「指示」に従わないときに行う。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勸案し「公表」の判断をする。

「公表の方法」については、法に基づく公表であること、市民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要がある、公告、市のホームページへの掲載、窓口での閲覧等を行なう。

(3) 耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定及びその優先順位

ア 指導及び助言の対象建築物

法第7条第1項に基づく特定建築物

(表4-2の「法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象建築物」の欄を参照)

既存建築物から法第7条第1項に基づく特定建築物を除く建築物

(県条例第15条第3項に基づく建築物)

イ 指示の対象建築物

a 耐震診断を指示する建築物

法第7条第2項に基づく建築物

(表4-2の「法第7条第2項の指示対象建築物」の欄を参照)

緊急輸送路、避難路又は市地域防災計画()において設定されている避難地又は避難所に面する既存建築物から法第7条第2項の特定建築物を除く建築物

(県条例第15条第4項に基づく緊急輸送路等沿いの既存建築物)

耐震診断の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表4-3の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4)全ての用途」の順とする。

b 耐震改修を指示する建築物

「a耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク の建築物とランク の公共建築物とする。(ランク 、 については、表4-4各ランクの建築物の耐震性能を参照(以下同じ。))

耐震改修の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表4-3の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4)全ての用途」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

ウ 公表の対象建築物(県条例第15条第4項に基づく緊急輸送路等沿いの既存建築物を除く。)

a 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和46年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物⁵(以下「昭和46年以前の建築物」という。)

5 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告により、建築年と被害状況との関係から昭和46年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が大きいことが報告されているため。

公表する建築物の優先順位

原則として、表4-3の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とする。

b 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

ランク の(1)災害時の拠点となる建築物

ランク の (2)不特定多数の者が利用する建築物と(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

公表する建築物の優先順位

原則として、表4-3の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

エ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法(以下「建基法」という。)第10条では、同法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物(建基法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしている。

本市では、原則として、耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建基法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもののうち、耐震性能ランク の建築物に対して、耐震改修を勧告し従わない場合は命令する。

表 4-2 特定建築物の一覧表

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象建築物	法第7条第2項の指示対象建築物	
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
			老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			賃貸住宅（共同住宅に限る。） 寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が静岡県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物		

表 4-3 法第 7 条第 2 項の特定建築物等の耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物の選定

法・ 県 条例	用途			指示する 建築物	公表する 建築物 (指示したも のに限る)	建築基準法に 基づき 勧告・命令 する建築物 (原則、公表し たものに限る)	
法第 7 条第 2 項の特定建築物	(1)災害時の拠点となる建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第 7 条第 2 項の特定建築物	昭和 46 年以前の建築物	
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等 体育館 幼稚園、保育所など				
		ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所	改修	・ランク の建築物 ・ランク の公共建築物	ランク の建築物	ランク の建築物
		エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等				
		オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	(2)不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	診断	法第 7 条第 2 項の特定建築物	昭和 46 年以前の建築物		
		ホテル・旅館					
		集会場・公会堂					
		劇場、観覧場、映画館、演芸場					
		博物館、美術館、図書館					
展示場							
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等							
遊技場							
ボーリング場、スケート場、水泳場等							
公衆浴場	改修	・ランク の建築物 ・ランク の公共建築物	ランク のの建築物	ランク のの建築物			
自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設							
(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物							
県条例第 15 条第 4 項の建築物	(4)全ての用途		診断	緊急輸送路等沿いの既存建築物			
		改修	・ランク の建築物 ・ランク の公共建築物				

s 表 4-4 各ランクの建築物の耐震性能

	東海地震に対する耐震性能	基準
ラ ン ク	想定される東海地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。	$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s > 0.6$
ラ ン ク	想定される東海地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	震度 6 強 ~ 7 程度の地震で倒壊する恐れのある建築物
		震度 5 強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物
		$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$
		$I_s / E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$

6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

(社)静岡県建築士会、(社)静岡県建築設計事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県木造住宅耐震化推進協議会が平成 15 年に設立され、積極的に木造住宅の耐震化を推進している。協議会の事業は以下のとおりである。

- ・木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進
- ・耐震関連業務の受託
- ・会員の交流及び業務活性化

今後とも、協議会と協働して、市民への働きかけや市の相談業務の補完などを実施していく。また、東海地震説の発表以来、特定建築物等の大規模な建築物の耐震改修を推進してきている建築関係団体と更なる連携を図り、所有者に対する啓発を行っていく。

(2) その他

本計画は、原則 5 年ごとに検証し、必要に応じ変更する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

資料編

1	特定建築物の耐震化の現状	16
2	富士市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料	19
3	住宅の耐震化のための具体的取組み	21
4	富士市「TOUKAI - 0」関連支援事業の概要	22
5	関係法律及び県条例	23
(1)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	23
(2)	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	26
(3)	静岡県地震対策推進条例	30
(4)	静岡県地震対策推進条例施行規則	31
(5)	建築基準法	32
(6)	建築基準法施行令	32
6	用語解説	33

特定建築物の耐震化の現状 P1
(EXCEL データ)

特定建築物の耐震化の現状 P2
(EXCEL データ)

特定建築物の耐震化の現状 P3
(EXCEL データ)

表-1 建物の用途による分類

建物の用途による分類		施 設 名	被災後の建物の 使用の可否
a .	被災時の災害対策拠点となる建築物		
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集、伝達等を行う施設	消防防災庁舎、庁舎、公民館、消防庁舎、消防署、消防分団詰所等	建物の使用の継続の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による
イ	市民の被災後の応急避難所等として使用される施設	市立小・中・高等学校屋内運動場・校舎、市立保育園・幼稚園園舎棟	
ウ	救急医療等を行う施設	市立病院・救急医療センター	
エ	被災時に救護所を設置する施設	市立小中学校校舎等	
オ	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行う施設	クリーンセンター、斎場等	
b .	多数の市民等が利用する施設	保育園・幼稚園園舎棟、住居系福祉施設、社会福祉センター、図書館、文化会館等	
c .	市営住宅	市営住宅 26 団地	
d .	その他主要な建築物	上水道施設、各施設の附属棟等	

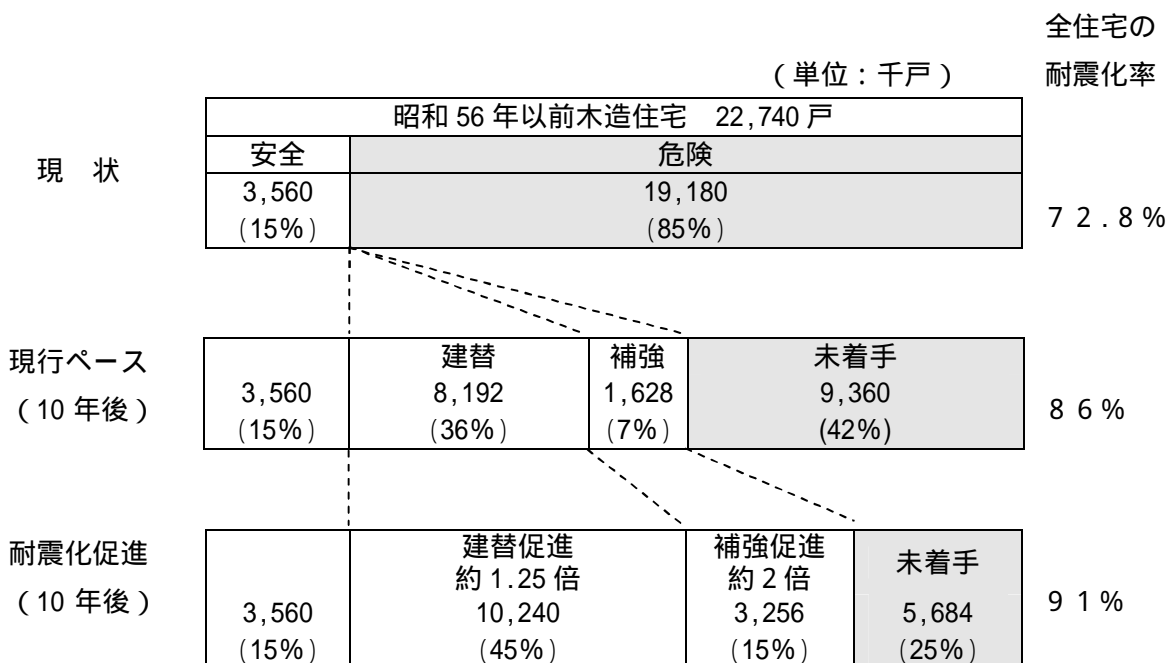
3 住宅の耐震化のための具体的取組み

昭和 55 年以前の木造住宅の耐震化を図るため、「TOUKAI - 0」関連支援事業を推進することにより、住宅の耐震化率 90% を達成することとする。

平成 15 年の住宅・土地統計調査により、昭和 55 年以前の木造住宅 22,740 戸のうち、耐震性有約 3,560 戸、耐震性無 19,180 戸であり、目標を達成するために、下図のとおり、建替えは現行のペースの約 1.25 倍（約 1 万戸）、耐震補強は約 2 倍のペース（約 3 千戸）で耐震化に取り組んでいく。

前提条件

- ・住宅戸数は 10 年後も現状と変わらない。
[国立社会保障・人口問題研究所、12.3、14.3 から、世帯数がほぼ変わらないので。]
- ・昭和 55 年以前に建築された木造戸建住宅の 88%、その他の 24% が耐震性が不十分。
[国土交通省の住宅・建築物地震防災推進会議に準拠。]



この他に、非木造住宅等が約 53 千戸あり、うち約 1 千戸が危険

耐震化率（概算値）

現 状 耐震化率 = (22 千戸 - 19 千戸 + 53 千戸 - 1 千戸) ÷ (22 千戸 + 53 千戸) × 100 = 73%

現行ペース耐震化率 = (22 千戸 - 9 千戸 + 53 千戸 - 1 千戸) ÷ (22 千戸 + 53 千戸) × 100 = 86%

耐震化促進耐震化率 = (22 千戸 - 6 千戸 + 53 千戸 - 1 千戸) ÷ (22 千戸 + 53 千戸) × 100 = 91%

4 富士市「TOUKAI - 0」関連支援事業の概要

(平成18年4月現在)

区分		【事業名】概要	対象建築物	補助率		
				国	県	市
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 専門家による無料耐震診断	昭和56年5月以前	1/2	3/8	1/8
	補強計画	【既存建築物耐震性向上事業(木造住宅)】 補強計画の策定に対する補助	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【木造住宅耐震補強助成事業】 耐震補強工事に対する補助 高齢者世帯等には割増助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を 1.0以上に(0.3ポイント以上向上)		30万円 10万円	- 10万円
建築物等	耐震診断	【既存建築物耐震性向上事業(木造住宅以外)】() 耐震診断に対する補助	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する補助	危険なブロック塀		1/4	1/4
	改善	【ブロック塀等改善事業】 改善に対する補助	緊急輸送路、避難路及び避難地等に面する危険なブロック塀		1/4	1/4
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 移転に要する費用を補助	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4

5 関係法律及び県条例

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

- 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号 の施設である建築物とする。

(3) 静岡県地震対策推進条例(平成8年3月28日条例第1号)(抜粋)

(既存建築物の耐震性の向上)

- 第15条 既存建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。
 - 3 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第7条第1項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。)の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
 - 4 知事は、緊急輸送路、避難路(市町地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物(耐震改修促進法第7条第2項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。)について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 5 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 6 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

- 第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。
- 2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
 - 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
 - 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。
 - 5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(ブロック塀等の安全性の向上)

- 第17条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切

な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

- 2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
- 4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(4) 静岡県地震対策推進条例施行規則(平成8年規則第7号)(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難路)

第2条 条例第15条第4項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

- (1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖^{がけ}崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項及び第2項の道路

(5) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) (抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(6) 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

- 第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が五以上である建築物
 - 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

6 用語解説

「あ行」

【液状化】

ゆるく堆積し地下水で飽和している砂質地盤に地震動が加わり、間隙水圧が上昇して砂の粒子間の噛み合わせがはずれ、地盤が液状になり支持力を失うこと

【応急危険度判定】

地震により被害を受けた建築物の応急的な安全性の判定

【一部損壊】

壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物

「か行」

【既存建築物耐震性向上事業(木造住宅)】

わが家の無料耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、どこをどのように補強するかを検討する補強計画の策定に対して補助金を交付する制度

【既存建築物耐震性向上事業(木造住宅以外)】

非木造建築物の耐震診断を実施する所有者に対して補助金を交付する制度

【緊急輸送路】

警戒宣言発令時及び地震発生時において、人員、物資等の輸送を行う道路

【建築物防災週間】

広く国民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するための全国的な事業

「さ行」

【静岡県耐震改修促進計画】

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため県で策定された計画（平成 18 年 10 月策定済）

【市地域防災計画】

災害対策基本法に基づき作成された市民の生命・財産を守るためにとるべき災害対策を規定するための計画

【地震動】

地震波が伝わってきて起こされる大地の揺れ

「た行」

【第3次地震被害想定】

阪神・淡路大震災から得られた教訓や災害対策の現状及び最新の研究成果などを踏まえて策定された被害想定

【耐震診断】

既存の建築物を調査し、想定される地震に対する安全性を検討すること

【耐震改修】

既設の建築物の耐震性を向上させるために行われる改修工事

【大破】

倒壊及び復旧が困難と考えられる建築物

【中破】

柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建築物

【耐震改修促進税制】

耐震性が確保された有質な住宅ストックの形成を促進するために創設された特例措置

【耐震評点】

耐震診断により地盤・基礎・上部構造を総合的に評価した評点

【特定建築物】

建築物の耐震改修に関する法律第6条の規定による昭和56年以前に建築された表4-2の建築物

【「TOUKAI-0」関連支援事業】

減災(ミティゲーション)の考え方を基本とした静岡県地震対策アクションプログラム2001の理念に基づき県と連携して行われている施策

「な行」

「は行」

【ハザードマップ】

加速度分布図、震度分布図、津波浸水域図、液状化危険度図、地震動等を著わしたマップ

【福岡県西方沖地震】

平成 17 年(2005 年) 3 月 20 日福岡県西方沖で発生した最大震度 6 弱(マグニチュード 7.0)の地震

「ま行」

【宮城県沖地震】

昭和 53 年(1978 年) 6 月 12 日城県沖で発生した最大震度 5 (マグニチュード 7.4)の地震

【木造住宅耐震補強助成事業】

耐震性に問題がある木造住宅の耐震補強工事に対して、30 万円(高齢者世帯等は 50 万円)の補助金を交付する制度

「や行」

「ら行」

「わ行」

【わが家の専門家診断事業】

本人の費用負担なし(無料)で、市が専門家(静岡県耐震診断補強相談士)を派遣し、耐震診断を行う制度